

## プラント状況確認結果(令和5年10月25日～令和5年10月31日)

令和5年11月1日  
福島県原子力安全対策課

令和5年10月25日～令和5年10月31日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

### プラント状況(10月31日午前11時)

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 <sup>※2</sup>
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m <sup>3</sup> /h)	3.7	1.5	3.8	—
		压力容器 底部温度(°C)	25.6	35.5	29.2	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	1.34×10 <sup>-3</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.04	0.12	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	25.2	24.1	— <sup>※3</sup>	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(10月31日午前10時)  
最小 0.313(MP-6)～最大 0.990(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(10月30日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.39 Bq/L(港湾内南側)  
～最大 8.6 Bq/L(遮水壁前)  
⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(10月30日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.54 Bq/L  
南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.70 Bq/L  
⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(10月27日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.2 Bq/L (4号機)  
～ 最大 1900 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和5年10月25日～令和5年10月31日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 協力企業作業員における放射性物質の付着について

10月25日午前10時40分頃、増設ALPSのクロスフローフィルタ出口配管(吸着塔手前)の洗浄を行っていた協力企業作業員5名に、配管洗浄水またはミストが飛散しました。午前11時10分頃、このうち協力企業作業員1名の全面マスクに汚染が確認され、またAPD( $\beta$ 線)の鳴動を確認しました。

身体汚染の可能性があるかと連絡があった協力企業作業員5名のうち1名は身体汚染が確認されておらず、身体汚染があった作業員4名のうち2名は除染が完了しておりますが、残り2名につきましては現在も身体汚染が残っています。なお、作業員5名の鼻腔スミヤを行ったところ、内部取り込みは確認されませんでした。

身体汚染が残っている2名につきましては、汚染レベルは下がってきておりますが、退出基準(4Bq/cm<sup>2</sup>)以下までの構内での除染は困難であると午後7時23分に判断し、福島県立医科大学附属病院へ搬送しました。なお、救急医療室の医師の診断の結果、放射線障害による熱傷の可能性は低いと判断されました。

午後10時25分に福島県立医科大学附属病院に到着し、医師の受診と除染を開始しました。その後、医師の判断により除染の継続ならびに経過観察のため入院。病院での除染を行い、10月28日に退院しています。

病院に搬送後、退院された2名の協力企業作業員の被ばく線量について評価をしたところ、法令に定める「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5mSv」、「皮膚の等価線量限度：年間500mSv」を超えないことを確認しました。

また、現時点においても2名の協力企業作業員の体調面に問題はなく、汚染部位の皮膚に特に異常は確認されておられません。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) [\(4\)](#) ご覧ください。

## \* 実施計画及び監視項目に関する解説

### ○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

### ○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

### ○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm<sup>3</sup>以下であることが定められています。

### ○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

### ○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）